

花巻市犯罪被害者等支援条例の概要について

市では、犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた被害からの早期回復や負担軽減を図り、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる社会の実現を目的として「花巻市犯罪被害者等支援条例」を制定するため、準備を進めています。

3月市議会定例会に上程する予定としていますので、条例の概要についてお知らせします。

1 条例制定の背景

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成17年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）を施行しました。基本法第5条において、**地方公共団体は、地域の状況に応じて犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施する責務を有するもの**としています。

また、県では、令和6年4月に岩手県犯罪被害者等支援条例（以下「県条例」という。）を施行しました。県条例第7条において、県は、**市町村が犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施するために、必要な支援を行うもの**としています。

これを踏まえ、市では「花巻市犯罪被害者等支援条例」を制定することとしました。また併せて、市が行う具体的な支援内容について、国の示す例を参考に、関係課と協議を重ねながら検討を進めています。なお、本条例の制定に際し、▶県内外の先進地調査▶花巻地区犯罪被害者等支援ネットワーク会議、（公社）いわて被害者支援センターからの意見聴取▶パブリックコメント（R7.12.15～R8.1.15）ーなどを実施しました。

2 条例の構成

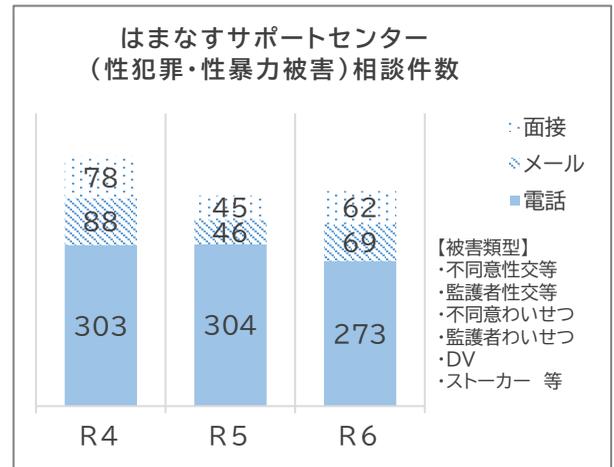
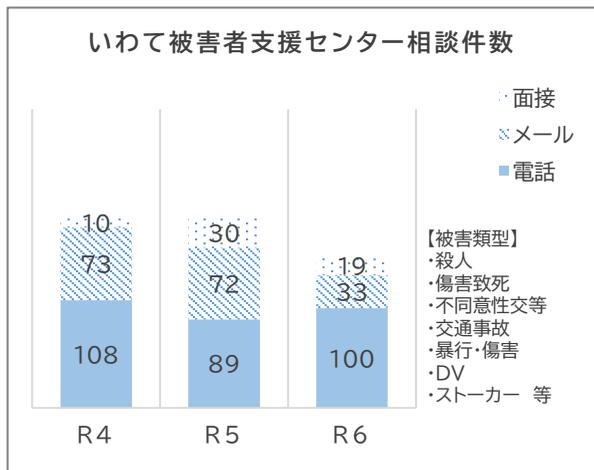
条	項目
第1～3条	条例の目的、用語の意義、基本理念
第4～5条	市の責務、市民や事業者等の役割
第6条	相談及び情報の提供等 市長は、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を総合的に行うための窓口を設置する ⇒市民生活総合相談センターに置くことを別途要綱で規定することで調整中
第7条	経済的負担の軽減 市長は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行う ⇒遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円とすることを別途要綱で規定することで調整中 ※当初予算（案）に40万円（遺族見舞金1件、重傷病見舞金1件）を計上済
第8～14条	その他、市長が行う必要な支援 ▶各種行政サービスの提供▶安全の確保▶居住の安定▶就労支援▶啓発活動 ▶学校等との連携▶民間支援団体に対する支援
第15条	支援の制限
第16条	委任

3 県内市町村の条例制定に向けた動き

令和7年4月に、県内の自治体で初めて盛岡市が犯罪被害者等支援に関する条例を施行しました。同年12月には、紫波町、矢巾町で同様の条例を制定したほか、滝沢市や雫石町では、花巻市と同様に本年4月の施行を目指し、条例制定に向けた準備を進めています。

参考1) 犯罪被害に関する県内の相談件数

事件や交通事故の被害者からの相談を受けている（公社）いわて被害者支援センターによると、令和6年度は、事件・交通事故等に関する相談が152件、性犯罪・性暴力に関する相談が404件寄せられています。



参考2) 市が行う犯罪被害者等への支援メニューの一部

支援メニュー	支援内容
見舞金	遺族見舞金：犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族へ支給します。 重傷病見舞金：重傷病による身体の被害を負った犯罪被害者本人へ支給します。
公営住宅優先入居等	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への優先入居に関する相談に対応します。
こころや身体に関する相談	こころや身体に関する不安や悩みがある方やその家族及びその関係者に対して、保健師等による相談対応を行います。
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に対応します。
子育ての悩み、児童虐待相談	子育てに関する相談、児童虐待に関する相談に対応します。
障害者虐待の防止	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。
高齢者虐待の防止	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。
母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。
住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、支援措置対象者の保護を図ります。
就業の支援	生活困窮者を対象に、ハローワークと連携した就労支援を行います。
治療費の立て替え	第三者行為（交通事故、暴力行為等）によるけがや病気を治療する場合、届出により治療費を国保で立て替えます。
一時預かり事業	保護者の傷病・入院等により家庭での保育が困難となったとき、保育園で乳幼児の一時預かりを実施します。
専門家による無料法律相談	弁護士や司法書士、行政書士など専門家による無料相談会を開催します。